

茨城県報

第6561号

昭和52年9月8日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

規則

●茨城県海面漁業調整規則の一部改正(漁政課) 1

告示

●字区域の一部変更(3件)(地方課)	2
●身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課)	6
●療養取扱機関の申出の受理等(医療福祉課)	8
●国民健康保険医の登録(")	8
●国民健康保険医の登録のまつ消(")	9
●保険医の登録のまつ消(保険課)	9
●結核予防法に基づく医療機関の指定の辞退(保健予防課)	9
●炭疽予防注射の実施(畜産課)	10
●換地計画の認可(農地管理課)	10
●換地処分の届出(")	10
●都市計画事業の認可(都市施設課)	11
●道路区域の変更(2件)(道路維持課)	11
●木材業者等の登録(2件)(地方総合事務所)	12
●木材業者等の登録のまつ消(")	12
●県営圃場整備事業の認可(土浦土地改良事務所)	14

規則

茨城県規則第53号

茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県海面漁業調整規則(昭和39年茨城県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第42条を次のように改める。

(保護水面における採捕の制限)

第42条 水産資源保護法第15条第1項の規定によつて規定された次の保護水面の区域においては、貝類を採捕してはならない。

(1) 次に掲げるア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれ

た区域

ア 東茨城郡大洗町大字成田字砂漠4363番地南端に設置した標柱

イ アから正東700メートルの点

ウ エから正東700メートルの点

エ 東茨城郡大洗町大字成田字砂漠4363番地に設置した標柱

(2) 次に掲げるア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

ア 鹿島郡大野村大字武井釜字中852番地の33に設置した標柱

イ アから正東700メートルの点

ウ エから正東700メートルの点

エ 鹿島郡大洋村大字上幡木字下沢境釜坪1656番地に設置した標柱

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第991号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき筑波町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により、昭和52年9月9日から効力を生ずるものである。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字作谷字壹壹耕地 1764の4、1764の7

” 字壹貳耕地 1758の4、1758のロ、1764の5、1766、1767の1、1767の2、1768、1771、1771の1、1772、1773、1774の1、1775の1、1775の2、1776の1、1779の1、1780の1、1781から1783まで、1784の1、1784の2、1785から1787まで、¹⁷⁸⁸1789) 合併、1789、1789の1、1790、1791、1791の1、¹⁷⁹²1791の2) 合併、1793から1797まで、¹⁷⁹⁸1799) 合併の1、1799から1801まで、¹⁸⁰²1803) 合併、1804の2、1808、1808の1、^{1808の2}1809) 合併、1857の3、1857の5、1858

” 字壹参耕地 1859の2、1903から1907まで、1908の1、1908の2、¹⁹⁰⁹1910の1) 合併、1910、1911から1914まで、1922から1927まで、^{1928の1}1928) 合併、1929、1930、^{1931の1}1931) 合併、1932から1937まで、1938の1、1937、1940の1、1941、1942の2、1943の1、1944から1957まで、1958の1、1959、1959の1、1959の2、1961

の 2, 1962, 1963, $\begin{matrix} 1964 \\ 1967 \end{matrix}$)合併, $\begin{matrix} 1966 \\ 1967 \end{matrix}$)合併, 1970から1983まで, 1984の 1, 1984
の 2, 1985から1988まで, 1989の 1 から1989の 3 まで, 1990から2002まで, 2003
の 1, 2003の 2, 2004, 2004の 2, 2004の 3, 2005の 1, 2005の 2, 2006から
2008まで, 2009の 1, 2009の 2, 2010, 2011, 2012の 1, 2012の 2, 2013から
2021まで, 2022の 1 から2022の 3 まで, 2033, 2024, 2024の 2, $\begin{matrix} 2024の 1 \\ 2024の 3 \end{matrix}$)合併,
2025, $\begin{matrix} 2025の 1 \\ 2026 \end{matrix}$)合併, 2027, 2028, 2029の内, 2030の内, 2035の内, 2036,
 $\begin{matrix} 2037 \\ 2040の 1 \end{matrix}$)合併, 2038から2040まで, 2041, 2041の 1, 2042の内, 2043の内,
2044の内, 2106の 2, 2106のハ, 2106のホ, 2106のヘ

" 字八耕地 1230から1236まで

" 字式四耕地 3245の内, 3246から3248まで, 3249, 3249の 1, 3250から3252まで,
乙3252, 3253から3265まで

" 字式五耕地 3382から3391まで, 3392の 1, 3392の 2, 3393から3395まで

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字作谷字四九耕地に変更

大字作谷字参耕地 2029の内, 2030の内, 2031から2034まで, 2035の内, 2042の内, 2043の内,
2044の内

" 字式四耕地 3245の内, 3296の 3, 3299

" 字式参耕地 2944の 1 から2944の 3 まで, 2945, 2946, 2949, 2949の 1, 2950から2954ま
で, 2957, 2957の 1, 2958から2962まで, $\begin{matrix} 2964の 1 \\ 2964 \end{matrix}$)合併, 2965から2968まで,
2971から2973まで, 2973の 1, 2977から2979まで, 2979の 1, 2979の 2, 2980か
ら2992まで, $\begin{matrix} 2992の 1 \\ 2993 \end{matrix}$)合併, 2994, 2994の 1, 2994の 2, 2995, 2996, 2996の
1, 2996の 2, 2997, $\begin{matrix} 2997の 1 \\ 2999 \end{matrix}$)合併, 2998, 3000から3012まで, 3012の 1,
3013, $\begin{matrix} 3014 \\ 3015 \end{matrix}$)合併, 3015から3018まで, 3018の 1, 3019から3031まで, 3031の
1, 3032の 2, 3033, 3033の 1, 3034, 3034の 1, 3035, 3035の 1, 3036から
3040まで, $\begin{matrix} 3040の 1 \\ 3041 \end{matrix}$)合併, 3042, 3042の 1, 3042の 2, 3043から3049まで,
 $\begin{matrix} 3050 \\ 3055の 1 \end{matrix}$)合併, 3051から3055まで, 3090の 2, 3095の 2, 3102の 1, 3102の 2,
3103から3108まで, 3109の 1, 3109の 2, 3110, 3110の 1, 3111, 乙3111,
3112, $\begin{matrix} 3113 \\ 3114 \end{matrix}$)合併, 3115, 3116の 1, 3116の 2, 3117, $\begin{matrix} 3117 \\ 3122 \end{matrix}$)合併, $\begin{matrix} 3118の 1 \\ 3118の 2 \\ 3121 \end{matrix}$)
合併, 3118から3120まで, 3123から3127まで, 3127の 1, 3128から3130まで,
 $\begin{matrix} 3131 \\ 3130の 1 \end{matrix}$)合併, 3132から3136まで, 3136の 1 の内, 3137, 3138, 3138の 1,
3139, $\begin{matrix} 3140 \\ 3141 \end{matrix}$)合併, 3142, 3142の 1, 3156の 2, 3157の 2, 3158, 3158の 1,
3159から3164まで, 3165の 1 から3165の 3 まで, 3166の 1, 3166の 2, 3167から
3174まで, 3174の 1, 3175, 3176の 1, 3176の 2, 3177から3183まで, 3184の

1, 3184の2, 3185から3190まで, 3191の1, 3191の2, 3192から3196まで,
3196の1, 3197から3230まで, 乙3230, 3231, 3233, 3233の1, 3234, 3235,
乙3235, 3236から3238まで

" 字沓四耕地 2123, 2124, 2125の1, 2125の2, 2126から2129まで, 2131, 2132, 2140,
2141の1, 2141の3, 2141の6, 2142, 2144の3, 2145, 2146の1, 2146の2,
2147から2160まで, 2164の2, 2164の9, 2164の10, 2164の12

" 字式沓耕地 2675の2, 2676の2, 2678の2, 2717の2, 2718の2, 2719の2, 2721から
2727まで, $\left. \begin{matrix} 2728 \\ 2729の1 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2729, 2730から2737まで, 2738の2, 2739の2,
2741の2, 2743の3, 2743の4, 2744の2, 2746の2, 2747の2, 2755の2,
2756の2, 2768の2, 2770の2, 2773の2, 2774, 2775の2, 2776, 2777の1,
2777の2, 2778, 2779の1, 2779の2, 2780, $\left. \begin{matrix} 2781 \\ 2782 \\ 2782の1 \end{matrix} \right\}$ 合併, $\left. \begin{matrix} 2783 \\ 2784 \end{matrix} \right\}$ 合併,
2784, 2785, $\left. \begin{matrix} 2785の1 \\ 2786 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2787, 2788, 2788の1, 2789, $\left. \begin{matrix} 2789の1 \\ 2790 \end{matrix} \right\}$ 合併,
2792, 2792の1, 2792の2, 2793の2, 2794の2, 2795, $\left. \begin{matrix} 2795 \\ 2795の1 \\ 2796の1 \end{matrix} \right\}$ 合併,
2796, 2798から2800まで, $\left. \begin{matrix} 2800の1 \\ 2801 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2802, 2803, $\left. \begin{matrix} 2804 \\ 2805の1 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2805の
2, 2806から2809まで, 2810の1, 2810の2, 2811から2815まで, $\left. \begin{matrix} 2816 \\ 2817の1 \\ 2817の2 \end{matrix} \right\}$
合併, 2817, 2818から2821まで, $\left. \begin{matrix} 2822 \\ 2823の1 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2823, $\left. \begin{matrix} 2824 \\ 2825 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2826,
 $\left. \begin{matrix} 2826の1 \\ 2827 \end{matrix} \right\}$ 合併, $\left. \begin{matrix} 2828 \\ 2829の1 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2829, 2830から2835まで, $\left. \begin{matrix} 2836 \\ 2837の1 \end{matrix} \right\}$ 合併,
2837, 2838, 2839, $\left. \begin{matrix} 2840 \\ 2841の1 \\ 2841の3 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2841, 2841の2, 2842から2850まで,
2850の1, $\left. \begin{matrix} 2850の2 \\ 2851 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2852から2856まで, 2857の1, 2857の2, 2858,
2858の2, 2859の1, 2859の2, 2860, 2860の1, 2861から2865まで, 2866の
2, 2867の3, 2867の4

" 字式〇耕地 2546の2, 2547の2, 2548の2, 2551の2, 2552の2, 2553の2, 2554の
2, 2555の2, 2556, 2558から2563まで, $\left. \begin{matrix} 2563の1 \\ 2564 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2565から2567まで,
 $\left. \begin{matrix} 2567の1 \\ 2568 \end{matrix} \right\}$ 合併, $\left. \begin{matrix} 2569 \\ 2570の1 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2570, 2571から2577まで, 2578の1, 2579から
2585まで, 2585の2, 2586, 2587, 2587の1, 2588から2592まで, 2593の2,
2594から2598まで, 2602の2, 2603の3, 2603の5, 2605, 2606, 2609から2618
まで, 2644の2, 2646, $\left. \begin{matrix} 2646の1 \\ 2647 \end{matrix} \right\}$ 合併, 2648

" 字沓八耕地 2357の2, 2358, 2359の1, 2359の4, 2361の3, 2362の1, 2362の2,
2363の2, 2363の4, 2364の2, 2365, 2366の1, 2366の2, 2367, 2368の1,
2368の2, 2369の1, 2369の2, 2370の1, 2371から2385まで, 2391の2, 2392

の2, 2393, 2394, 2395の3, 2396の1, 2396の2, 2397から2404まで, 2407の2, 2410, 2411の1, 2438の2, 2439の2, 2440から2442まで, 2443の1, 2443の2, 2444, 2444の1, 2445, 2446, 2447の23, 2448から2465まで, 2466の3, 2466の4, 2467の3, 2467の4, 2468の3

〃 字七耕地 2326の2, 2327の5から2327の7まで, 2327の口, 2328の4, 2328の5, 2330の3, 2331の3, 2331の4, 2332の2, 2333, 2333の1, 2333の3, 2333の5, 2334の2, 2335の2, 2336の2, 2337の2, 2338の2, 2339の2, 2340の2, 2341の2, 2342の2, 2344の2, 2345の2, 2348の2, 2349の2, 2350の2

大字大砂字上谷津 136の42から136の44まで

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字作谷字四八耕地に変更

茨城県告示第992号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき桜川村内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同村長から届出があつた。

この字区域の変更は, 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により, 昭和52年9月9日から効力を生ずるものである。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字浮島字池下 1956の内, 1962の内, 1964の内, 1965の1の内, 1965の3の内

〃 字五反田 2129の内, 2138の内, 2139の内, 2148の内, 2150の内, 2151の内, 2152の内, 2156の内, 2157の内, 2162の内

〃 字平山 2163の内, 2206の内, 2210の内, 2213の1の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字浮島字稲荷面に変更

大字浮島字稲荷面 2090の1の内, 2090の2の内, 2091の1の内, 2091の2, 2094の1の内, 2094の2, 2095の1の内, 2096の1の内, 2096の2, 2095の2

〃 字五反田 2101の1の内, 2101の2の内, 2108の内, 2109の内, 2110の内, 2111の1, 2111の2, 2112の内, 2113の内

〃 字下り町 1837, 1836, 1838, 1894の1, 1837の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字浮島字池下に変更

大字浮島字稲荷面 2071の内, 2081の内, 2082の内, 2093の内, 2094の1の内, 2095の1の内, 2096の1の内, 2085の内, 2086, 2087の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字浮島字五反田に変更

大字浮島字五反田 2159の内, 2160の内, 2161の内, 2162の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大浮島字平山に変更

茨城県告示第993号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき大穂町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により、昭和52年9月9日から効力を生ずるものである。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹内 藤 男

大字大曾根字堰下 1109から1111まで、1115の1、1115の2、1116、1117、1126、1129から1132まで

” 字赤面1558から1564まで、1565の1、1565から1575まで、1576の1、1576の2、1577、1579から1595まで、1596の1、1596の2、1597から1601まで、1601の1、1602から1604まで、1606から1608まで、1610の2、1611、1612

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字大曾根字沖ノ宮に変更
大字大曾根字根本 435

上記を大字大曾根字中城に変更

大字玉収字竹ノ後 1から7まで、8の1、8の2、9から11まで、12の1、13、14、15の1、16、17の1、18の1、19の1、20の1、21の1、22の1、23の1、24

” 字玉塚 25から29まで

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字大曾根字鹿島に変更

茨城県告示第994号

身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)第15条第1項の規定に基づき医師の指定等をした。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 医師の指定

種 目	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先
視覚障害	眼 科	大 島 祐 之	新治郡桜村東平塚2501	筑波大学附属病院
”	”	能 勢 晴 美	”	”
”	”	松 原 明 子	”	”
”	”	本 村 幸 子	”	”
”	”	滝 田 弘 子	新治郡桜村大字倉掛字上山 551-1	竹園眼科診療所

聴覚障害	耳鼻咽喉科	木内宗甫	新治郡桜村東平塚2501	筑波大学附属病院
肢体不自由	外科	大木紘	日立市鮎川町2-8-16	医療法人愛宜会 秦外科病院
"	脳神経外科	久野恒一	西茨城郡岩瀬町鎌田604	県西総合病院
"	整形外科	吉川靖三	新治郡桜村東平塚2501	筑波大学附属病院
"	"	林浩一郎	"	"
"	形成外科	添田周吾	"	"
"	脳神経外科	牧豊	"	"
"	神経内科	葛原茂樹	"	"
"	小児科	藤原順子	"	"
"	内科	柏木平八郎	"	"
"	"	鈴木允子	新治郡桜村栗原757	鈴木病院
心臓・呼吸器機能障害	外科	永沢徹	東茨城郡大洗町大貫町915	医療法人渡辺会 大洗海岸病院
"	内科	田村勤	筑波郡谷田部町上横場 2573-1	財団法人筑波麓仁会 筑波学園病院
"	呼吸器内科	長谷川鎮雄	新治郡桜村東平塚2501	筑波大学附属病院
"	"	長谷川堯	"	"
"	"	明星志貴夫	"	"
"	循環器外科 呼吸器外科	三井利夫	"	"
"	"	井島宏	"	"
"	心臓・呼吸器外科	岡村健二	"	"
"	"	堀原一	"	"
"	呼吸器外科	三井清文	"	"

〃	外科	前田 肇	〃	〃
〃	小児科	藤田 昌宏	〃	〃
じん臓機能 障害	内科	寺岡 次郎	取手市井野町字除ヶ戸 1574-2	取手協同病院
肢体不自由	〃	酒寄 盛	筑波郡筑波町国松857	酒寄 医院

茨城県告示第995号

次のものは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
012,201,0	52.6.29	産婦人科関病院	関 多美子	水戸市南町 3-4-21	52.6.29	全国
012,202,8	52.8.15	相差 医院	相差 竜雄	〃 曲尺手町 828	52.8.15	〃
012,203,6	〃	高村クリニック	高村 賞	〃 泉町 1-7-1	〃	〃
072,029,2	52.7.28	稲見耳鼻咽喉科 医院	稲見 敏之	結城市大字結城 1299-3	52.7.28	東京都、 神奈川県 を除く道 府県

茨城県告示第996号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により告示する。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記号番号	登録年月日	国保医名	診療科	診療に従事する場所
茨国医第3390号	52. 8. 15	百村伸一	内科	日立市城南町2-1-1 株式会社日立製作所 日立総合病院
" 第3391号	"	蝦名昭男	"	"
" 第3392号	"	柏戸敬道	"	"
" 第3393号	"	山田真和	"	"
" 第3394号	"	伊勢秀雄	外科	"
" 第3395号	52. 8. 20	比能順子	精神科科 精外科	猿島郡猿島町沓掛411 沓掛病院
" 第3396号	52. 8. 22	野原修司	外科	日立市千石町2-13-3 医療法人圭友会 山手病院
" 第3397号	52. 8. 24	藤田昌宏	小児科	新治郡桜村大久保2-1-1 筑波大学附属病院

茨城県告示第997号

次の者から登録消除申出があつたので、国民健康保険医の登録を消除したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

登録番号

国民健康保険医

消除年月日

茨国医 第3247号

加勢田 静

52. 8. 21

茨城県告示第998号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに、保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第9条に基づき、保険医の登録のまつ消に関し、次の事項を告示する。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

登録記号番号

保険医氏名

まつ消年月日

茨医 第3383号

加勢田 静

52. 8. 22

茨城県告示第999号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同法第36条第4項の規定に基づき、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
延 島 診 療 所	下館市大町3丁目甲55	52. 8. 3

(辞 退)

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
延 島 診 療 所	下館市大町3丁目甲55	52. 8. 2

茨城県告示第1000号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条の規定に基づき、炭疽予防注射を次のとおり受けることを命ずる。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 実施の目的 炭疽発生予防のため
- 2 実施する区域 竜ヶ崎市, 美野里町, 友部町
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
乳牛, 肉牛, めん羊及び山羊
- 4 実施期間 昭和52年10月1日から12月31日まで
- 5 実施の方法 炭疽予防液(無茨膜弱毒株)の皮下注射
- 6 その他 実施の細部については所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第1001号

昭和51年12月26日付で桜川村長村野源治から申請のあつた浮島地区の換地計画については、土地改良法の一部を改正する(法律昭和39年法律第94号)付則第12項の規定に基づき、改正前の土地改良法昭和24年法律第195号第96条の3において準用する同法第52条第1項の規定により昭和52年8月10日認可したから、同条第8項の規定により公示する。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1002号

昭和52年7月23日付農管指令第334号をもつて認可した大曾根玉取地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1003号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 日立市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日立都市計画公園事業
2.3.035 会瀬第2児童公園
- 3 事業施行期間 昭和52年9月8日から昭和53年3月31日まで
- 4 事業地 日立市会瀬町2丁目

茨城県告示第1004号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和52年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小田野口仲之坪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村小田野字榎木下 146の2番地から " " " 字小田野沢 227の1番地まで	旧	最大 <small>メートル</small> 13.00	<small>メートル</small> 520.00	
		最小 3.50		
那珂郡美和村小田野字榎木下 146の2番地から " " " 字小田野沢 227の1番地まで	新	最大 13.00	520.00	
		最小 3.50		
那珂郡美和村鷺子字行徳 45の1番地から " " 小田野字小田野沢 227の1番地まで		最大 39.00	380.00	
		最小 5.00		

茨城県告示第1005号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和52年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年9月8日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大子美和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字高部 字ソリハタ1032番地から	旧	メートル 最大 11.00	メートル 1,231.00	
		最小 3.00		
" " " 字福岡 2021番地まで	新	最大 11.00	1,231.00	
		最小 3.00		
		最大 33.00	1,200.00	
		最小 10.00		

茨城県告示第1006号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和52年9月8日

茨城県北地方総合事務所長 橋本 章

第1種業者登録

登録 番号	登録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者 氏名)	商 号 (名称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名称		
北総合 第303号	昭和 52.8.17	笠間市大字池 野辺912	小林三千夫	小林林業	住所と同じ	商号と同じ	素 材 生 産 業	
" 第304号	"	" " 730	柴沼 芳夫	柴沼林業	"	"	"	

茨城県告示第1007号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により告示する。

昭和52年9月8日

茨城県鹿行地方総合事務所長 高野 保

第1種業者登録

登録番号	登録年月日	住所(所在地)	氏名(代表者)(氏名)	商号(名称)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
鹿行総合第48号	昭和52.8.11	行方郡玉造町井上1539	荒木田藤吉	荒木田材木店	—	—	小売業	
"第49号	"	"麻生町富田40-1	実川善智	実川材木店	—	—	素材生産	
"第50号	"	鹿島郡鹿島町谷原199	野口晃	野口材木店	—	—	販売業	
"第51号	"	"波崎町8824-1	森義輝	森材木店	—	—	"	
"第52号	"	"別所525	大塚嘉一	大塚材木店	—	—	"	
"第53号	"	行方郡汐来町913	長谷川こう	仲屋材木店	—	—	"	
"第54号	"	" " 730	関藤一	板藤材木店	—	—	"	

第2種業者登録

登録番号	登録年月日	住所(所在地)	氏名(代表者)(氏名)	商号(名称)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
鹿行総合第8号	昭和52.8.11	行方郡玉造町手賀4133-3	内田義雄	—	—	—	賃びき	

第4種業者登録

登録番号	登録年月日	住所(所在地)	氏名(代表者)(氏名)	商号(名称)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
鹿行総合第22号	昭和52.8.11	行方郡牛堀町永山696	越川到	越川材木店	—	—	製材販売	
"第23号	"	"島須2276	潮田儀兵衛	潮田材木店	—	—	"	

茨城県告示第1008号

茨城県木材業者等登録条例第8条第1項の規定により、次の者の登録をまつ消した。

昭和52年9月8日

茨城県北地方総合事務所長 橋本 章

第 1 種業者営業廃止

登 録 番 号	廃 止 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者 氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	廃 止 理 由
					所 在 地	名 称		
北総合 第8号	昭和 51. 8. 1	高萩市肥前町 1-107-2	関根 三郎	関根 林 業	住所に同じ	商号に同じ	素 材 素 材 生 産 生 産 業 及 び 販 売 販 売 業 の 廃 止 そ の 他 の た め	生 産 業 の 廃 止 の た め
" 第12号	"	" 大字安 良川93	大高 徳次	大高 林 業	"	"	素 材 素 材 生 産 生 産 業 及 び 販 売 販 売 業 の 廃 止 そ の 他 の た め	事 業 閉 鎖 の た め
" 第124号	"	那珂郡緒川村 大字小舟767	本橋 鈞	本橋製材所	"	"	"	死亡のた め
" 第134号	"	" 美和村 大字高部5305	代表取締役 青木 トモ	青木建設株 式会社	"	"	"	老令化の ため
" 第137号	"	" " 2552	高野 昇	高野 林 業	"	"	"	死亡のた め
" 第140号	"	" 大字下檜沢 1704	岡崎嘉一郎	岡崎 林 産	"	"	"	老令化の ため

第 4 種業者営業廃止

登 録 番 号	廃 止 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者 氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	廃 止 理 由
					所 在 地	名 称		
北総合 第93号	昭和 51. 8. 1	常陸太田市金 井町1855	代表取締役 楡木 好郎	吉原紙工株 式会社	住所に同じ	商号に同じ	製材業 そ の 他	事業遂行 不能
" 第126号	"	久慈郡大子町 大字頃藤 5143-2	代表取締役 益子 操	有限会社 益子 林 業	"	"	"	事業廃止

茨城県告示第1009号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定により、県営圃場整備事業南筑波地区第3換地区にかかる換地処分をした。

昭和52年9月8日

茨城県土浦土地改良事務所長 安 達 敏 三

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所